

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市福川南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

みなみ会館管理運営協議会

所在地 周南市中畷町15番22号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

## みなみ会館管理運営協議会の概要

### 1 設立の経緯

みなみ会館管理運営協議会は、福川南地区コミュニティセンターの管理運営及び福川南小学校区におけるコミュニティの醸成を図ることを目的に、平成6年10月に設立された。

福川南地区コミュニティセンターが設置された平成7年4月から管理運営業務を旧新南陽市から受託し、平成18年4月から現在までの11年間は、指定管理者として同業務を受託している。

### 2 設立年月日 平成6年10月14日

### 3 所在地 周南市中畷町15番22号

### 4 事業内容

- (1) 福川南地区コミュニティセンターの管理運営
- (2) 福川南小学校区におけるコミュニティの醸成
- (3) 福川南小学校区の諸行事への協力
- (4) その他の必要な事業

### 5 組織等 (平成28年12月28日現在)

- (1) 構成 福川南小学校区内の住民によって組織する団体を代表する者及び協議会が必要と認める者
- (2) 役員 会長1人、副会長2人、理事8人、事務局長1人、監事2人、顧問1人